別紙様式１

|  |
| --- |
| 在宅改造方法書より良い自宅での生活を可能にするにはこういう方法があります。 |
| 方法例： |
| 助成事業対象について | 心身状況からは、①対象　②対象外　です。　※裏面参照 |
| 早急に改善を必要とする個所及び内容： |
| 将来、改善が必要となることが想定される個所及び内容： |
| 改造を実施される際は、下記の事項にご留意ください。（施工業者に十分ご相談のうえ実施ください。） |
| あなたの予算額（　　　　　千円）の範囲内で、一般的に可能な工事内容は下記のとおりです。ただし、現状の家屋の構造や原材料相場の変動等により若干異なる場合もあります。123456 |
| 相談担当（責任）者ご不明な点があれば、どなたでもご相談ください。所属（　　　　　　）電話番号（　　　　　　　）の（　　　　）が相談をお受けします。 |

裏面の留意事項をよくお読みください。

（裏面）

助成事業についての留意事項

1　助成対象となるかに関しては、3つの基準があります。

1. 心身上の障害の程度
2. 収入の状況（世帯の生計中心者の前年所得税課税年額）
3. 助成事業を既に受けているか

今回調査の結果、①の基準については、表面のとおりです。

②③の判断を含めて助成対象となるかについては、産山村役場

電話　　　　　　　担当者　　　　　様に、ご相談ください。

2　助成対象事業として改造を実施される場合は、産山村長の助成決定通知を受けた後に、実施する必要がありますのでご注意ください。

3　助成対象となった場合

助成対象工事の限度額は90万円です。

* そのうち市（町村）の助成金の限度は、2/3となり、残り１/3は、あなたのご負担となります。

また、90万円を超えた分についても、すべてあなたのご負担となります。

なお、所得状況によっては、90万円の範囲内で全額助成を受けることができる場合があります。

利用者の方へ

この方法書を施工業者の方へ必ずお見せ頂き、十分なご理解のうえ工事に着手してもらうようにしてください。

施工業者の方へ　　不明な点があれば下記によりご相談ください。

* 工事の方法等改造に関するお問い合わせは、表面相談担当者まで
* 助成対象経費等の事業に関するお問い合わせは、上記市町村担当者まで